

種類	契約条件
10Gbps	一般契約に限る。
1Gbps	一般契約、山県契約、上之保契約、下呂契約、関契約、集合住宅契約タイプFに限る。
500Mbps	一般契約、山県契約に限る。
300Mbps	新たな加入の申込不可。
100Mbps	新たな加入の申込不可。
プレミアムプラン	集合住宅契約タイプNに限る。新たな加入の申込不可。
スタンダードプラン	集合住宅契約タイプNに限る。新たな加入の申込不可。
ステップアッププラン	集合住宅契約タイプNに限る。新たな加入の申込不可。
スタートプラン	集合住宅契約タイプNに限る。新たな加入の申込不可。
マンション専用プレミアムプラン	集合住宅契約タイプNに限る。
マンション専用スタンダードプラン	集合住宅契約タイプNに限る。
マンション専用 300Mbps	集合住宅契約タイプFに限る。
マンション専用 100Mbps	集合住宅契約タイプFに限る。
山県専用プレミアムプラン	山県契約に限る。新たな加入の申込不可。
山県専用スタンダードプラン	山県契約に限る。新たな加入の申込不可。
山県専用 33Mbps	山県契約に限る。
関専用 200Mbps	関契約に限る。
関専用 33Mbps	関契約に限る。
上之保専用 200Mbps	上之保契約に限る。
上之保専用 33Mbps	上之保契約に限る。
下呂専用 100Mbps	下呂契約に限る。

第15条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

- 加入者は、第14条（インターネット接続サービスの種類）第2項に定めるインターネット接続サービスの種類の変更を契約条件に基づき請求をすることができます。
- 2 加入者は、前項の場合、料金表に定める変更手数料を支払うものとします。

第16条（付加機能の提供等）

CCNは、加入者から請求があったときは、料金表に記載する付加機能を提供します。

第4章 インターネット接続サービスの休止等

第17条（インターネット接続サービスの休止）

- CCNは、加入者から請求があったときは、インターネット接続サービスを休止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）します。ただし、この休止期間は合計2年間を限度とします。
- 2 加入者は、前項の場合、料金表に定める諸費用を支払うものとします。
- 3 インターネット接続サービスを休止する場合、付加機能サービスは解約するものとします。ただし、加入者の請求がある場合はこの限りではありません。

第18条（インターネット接続サービスの中断）

- CCNは、次の各号の場合には、インターネット接続サービスを中断することがあります。
- (1) CCNの電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
- (2) 第20条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスを中止する場合。
- 2 インターネット接続サービスの中断に併せて付加機能サービスを中断する場合があります。
- 3 第1項および第2項の規定により、インターネット接続サービスを中断する場合、CCNはあらかじめそのことを加入者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条（インターネット接続サービスの停止）

- CCNは、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、6ヶ月以内でCCNが定める期間、インターネット接続サービスを停止することがあります。停止した加入契約において、CCNが定める期間を経過してもなおその事実を解消しない場合、第11条（解除）第1項第1号の規定により、その契約を解除する場合があります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後、CCNが指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、CCNがその支払いの事実を確認できない場合を含みます。）。
- (2) 加入申込にあたって、CCN所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合。
- (3) 第37条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反した場合。
- (4) 事業法、または事業法施行規則に違反してCCNの電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線またはCCNの提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続した場合。
- (5) 事業法または、事業法施行規則に違反してCCNの検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しない場合。
- (6) その他、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関するCCNの業務の遂行もしくはCCNの電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え、または与えるおそれのある行為を行った場合。
- 2 CCNは、前項の規定により、インターネット接続サービスの停止をする場合、あらかじめその理由、停止をする日および期間を加入者に通知します。ただし、加入者が第37条（利用に係る加入者の義務）第8項の禁止行為を行った場合、またはCCNが該当すると判断した場合は、加入者に通知せずに停止または情報の削除等の措置をとる場合があります。
- 3 インターネット接続サービスを停止する場合、併せて付加機能サービスを停止するものとします。

第20条（利用の制限）

- CCNは、天災、事変等の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたとときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保、または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限する場合があります。
- 2 インターネット接続サービスの利用者が、CCNの電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限する場合があります。
- 3 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 4 インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、CCNまたは児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、加入者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
- 5 前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 6 第4項および第5項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第5章 料金等

第21条（利用料金等の請求および支払義務）

- CCNは、料金表に定める利用料金、付加機能利用料金、手続に関する手数料および工事費（以下「料金等」といいます。）を請求するものとします。
- 2 手続きに関する手数料および工事費について、その支払義務はCCNが契約の申込や手続きの請求を承諾したときに生じるものとします。ただし、手続きに関する手数料および工事費については、その手続きの着手前に契約の解除、または請求の取消しがあった場合、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、CCNはその料金を返還します。
- 3 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、その工事費に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、CCNが別に算出した額を加入者が負担するものとします。
- 4 加入者は料金表に定める料金等を加入申込書およびCCNサイト記載の指定期日に、CCNが認めた金融機関口座またはクレジットカード会社から支払うものとします。
- 5 CCNは、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、加入者が請求書、領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。CCNは、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき料金表に定める費用を請求します。

第22条（消費税相当額の加算）

CCNは、料金等に消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

第23条（端数処理）

CCNは、消費税相当額の加算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第24条（利用料金の減免）

CCNは災害等の発生または発生するおそれがある場合、料金または工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、料金表の規定にかかわらず臨時にその料金または工事に関する費用を減額または免除する場合があります。

第25条（クレジットカード支払いに関する特約）

- 加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカードで支払う場合、加入者はクレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 2 加入者は、加入者からCCNに申し出をしない限り、継続して前項と同様に支払うものとします。また、クレジットカードでの支払いができない場合、加入者はCCNの指定する方法で料金を支払うものとします。
- 3 加入者は、CCNに届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なくCCNにその旨を連絡するものとします。
- 4 CCNは、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、CCNまたは加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

第26条（利用料金の計算）

- 加入者は、インターネット接続サービスの契約に基づいて、次の各号の通り料金表に定める利用料金を支払うものとします。
- (1) 一般契約、下呂契約、上之保契約、山県契約、対応集合住宅契約におけるタイプFの場合、サービスを受け始めた日が属する月の翌月1日から起算し、それ以降は利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分の利用料金を支払うものとします。
- (2) 対応集合住宅契約におけるタイプN、関契約の場合、サービスを受け始めた日から起算し、サービスを終了する日の前日までの利用料金を支払うものとします。
- 2 付加機能利用料金については、サービスを受け始めた月の1日から起算して、契約の解除があった月の末日まで支払うものとします。~~ただし、クレジットカード端末サービスに限り、付加機能利用料金の起算日は、付加機能を使用開始した日の属する翌月1日からとします。~~
- 3 インターネット接続サービスの中断等により利用ができない状態が生じた場合の利用料金等の支払いは、次の各号によります。
- (1) インターネット接続サービスの中断をした場合、加入者は、その期間中の利用料等を支払うものとします。
- (2) インターネット接続サービスの停止があった場合は、加入者は、その期間中の利用料金等を支払うものとします。
- (3) その他加入者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった

あらかじめCCNに届け出、CCNがこれを認めた場合には、この限りではありません。

第39条（地位の継承）

相続または法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人または合併後の存続法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかにCCNに届け出るものとします。

2 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、その内の1人をCCNに対する代表者として届け出るものとします。

3 権利の譲渡および地位の継承に伴い、加入者回線の移転を行う場合、第33条（加入者回線の移転）を準用します。

第40条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

加入者は、CCNの相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、CCNが相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認するものとします。

2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、CCNの相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第41条（関契約における引込線および成端箱の取扱）

サービスの提供に必要な引込線および成端箱は関市が所有するもので、サービスの提供に必要な引込線および成端箱の設置については、関市との間の業務委託契約に基づいて、CCNが関市に代わって設置工事の申込を受け付けただうえ、工事を施工するものとします。また、引込線および成端箱に関し必要となる工事についても同様とします。

2 料金表に定める工事費のうち、引込線および成端箱の工事に関する料金は加入者が関市に支払うものですが、加入者はCCNが関市から料金の債権を譲り受けることおよび料金の支払いについて、第5章の規定が準用されることを異議なく承諾の上、CCNに支払うものとします。

3 加入者が賃借する建物で工事を申込む場合は、事前に建物所有者の承諾を得るものとし、いかなる場合も関市およびCCNはその責任を負わないものとします。

4 サービスが解約された場合（第11条（解除）第1項第5号による解除を含む）は、引込線および成端箱を撤去するものとします。

第42条（サイバー攻撃への対処）

CCNは、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第43条（個人情報等の取り扱い）

CCNが別に定める「個人情報の取扱いについて」に準ずるものとします。

第44条（営業区域）

営業区域は、CCNが別に定めるところによります。

第45条（閲覧）

この約款において、CCNが別に定めることとしている事項については、CCNは閲覧に供します。

2025年 8月1日現在

「iPadおまかせ安心プラン」に関する利用規約

「iPadおまかせ安心プラン」(以下「本サービス」といいます。))を契約する者は、あらかじめ「iPadおまかせ安心プラン」に関する利用規約(以下「本規約」といいます。))および本規約とは別にCCNが定める「インターネット接続サービス契約約款」(以下「約款」といいます。))に同意した上で本サービスを利用するものとします。

なお、本規約と約款が抵触する場合は、約款が優先するものとし、その他の部分については、本規約と約款が同時に適用されるものとします。

第1章 iPadおまかせ安心プラン

第1条 (サービスの内容)

本サービスは、CCNが提供するインターネット接続サービスで、一般契約、対応集合住宅契約、山県契約、上之保契約、下呂契約に分類される加入者を対象としたタブレット端末レンタルサービスです。

②本サービスは、①契約者に対し2端末まで契約できるものとします。ただし、第4条(タブレット端末の所有権)に規定する所有権が加入者へ譲渡された際は、その端末の契約が終了したものとみなします。

第2条 (利用料金の発生)

本サービスの月額利用料金は、加入者がタブレット端末お渡しを受け取った日の属する月の翌月1日から発生するものとします。

第3条 (最低利用期間)

本サービスには最低利用期間があり、利用料金の請求開始月を含む36ヶ月です。

第4条 (タブレット端末の所有権)

タブレット端末の所有権は、最低利用期間中はCCNにあるものとします。最低利用期間終了後、タブレット端末はCCNが加入者へ譲渡します。

第5条 (違約金)

本サービスの加入者が最低利用期間内に新機種または新品との交換を希望する場合、または解約を希望する場合、違約金として月額利用料金に未経過月分の月額利用料を乗じた額を支払うものとします。

第6条 (タブレット端末内の情報の取扱い)

本サービスの契約終了時に、加入者がCCNへタブレット端末を返却した場合、加入者はタブレット端末内の情報をCCNが破棄または消去することに同意するものとします。

第7条 (アプリケーション)

CCNはタブレット端末の初期アプリケーションサービス以外の保証はしないものとします。

②本サービス加入者が本サービス利用開始後に任意のアプリケーションサービスをインストールする場合、加入者の責任において行うものとします。

第8条 (解約)

CCNのインターネット接続サービスを解約した場合、本サービスは自動的に解約となります。

第9条 (サービスの変更)

CCNは、本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。

第2章 補償サービス

第10条 (補償サービスの内容)

補償サービスとは、本サービスで利用するタブレット端末が、全損→水濡れ→破損→故障(自然故障を除く)などで利用できなくなった場合、料金表に定める交換費で良品(新品とは限らない)と交換することができる、本サービスに含まれる付加サービスです。

②補償サービスによるタブレット端末交換を受ける場合、②回目以降の交換は前回の交換より1年以上経過していることが条件となります。

第11条 (免責)

CCNは、次の場合には補償サービスの提供義務を免れるものとします。またこの場合、加入者は利用年数に応じて、料金表に定める弁償金を支払うものとします。

(1)紛失→盗難の場合。

(2)加入者の故意または重大失によって生じた全損→水濡れ→破損→故障等の場合。

(3)戦争→動乱→暴動等によって生じた全損→水濡れ→破損→故障等の場合。

(4)詐欺→横領等の犯罪によって生じた全損→水濡れ→破損→故障等の場合。

(5)公共の機関による差押え→没収等によって生じた全損→水濡れ→破損→故障等の場合。

(6)地震→噴火→火砕流→津波等の天災によって生じた全損→水濡れ→破損→故障等の場合。

(7)その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった全損→水濡れ→破損→故障等の場合。

(8)加入者が月額利用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合。

第12条 (タブレット端末の回収)

全損→水濡れ→破損→故障などで利用できなくなったタブレット端末は、CCNが回収します。

第13条 (補償サービスの終了)

本サービスの最低利用期間終了後は、補償サービスも自動的に終了となります。

第14条 (補償サービスの変更)

CCNは、補償サービスの内容を予告なく変更する場合があります。

第3章 どこでもテレビセット割

第15条 (割引サービスの内容)

どこでもテレビセット割とは、CCNが別に定める「放送サービス契約約款」に基づき提供するデジタルレイ搭載記録と本サービスを同時契約する者を対象とした割引サービスです。

第16条 (割引サービスの単位)

どこでもテレビセット割は、1契約世帯を単位とする割引サービスです。同一契約世帯においてデジタルレイ搭載記録または本サービスをそれぞれ複数契約した場合でも、割引金額を適用します。

第17条 (割引サービスの解除)

デジタルレイ搭載記録または本サービスを解約した場合、併せてどこでもテレビセット割も解除するものとします。

第18条 (割引サービスの変更)

CCNは、どこでもテレビセット割の内容を予告なく変更する場合があります。

2021年4月1日現在

(2) 付加機能利用料金

サービス	内容		単位	料金額 (月額)	備考
メールアカウント追加サービス	加入者がコース・プラン毎の標準提供数を超えるメールアカウントを希望する場合に適用します。		コース・プラン毎の標準提供数を超え、1のメールアドレス毎（最大50のメールアドレス）	550円	
	標準提供	コース・プラン	メールアドレス数		
		10Gbps	11	コース・プラン毎の標準提供数まで	基本利用料に含む
		1Gbps	11		
		500Mbps	11		
		300Mbps	6		
		マンション専用タイプ 300Mbps	6		
		上記以外	1		
グローバルIPサービス	CCNがあらかじめ取得したグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。		1の変動グローバルIPアドレス毎	550円	
	標準提供	コース・プラン			
		10Gbps	10の変動グローバルIPアドレス	基本利用料に含む	
		プレミアムプラン（200Mbps）	1の変動グローバルIPアドレス		
		マンション専用プレミアムプラン（200Mbps）			
		山県専用プレミアム（200Mbps）			
		関専用 200Mbps			
		関専用 33Mbps			
上之保専用 200Mbps					
固定グローバルIPサービス	CCNがあらかじめ指定したグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。		1の固定グローバルIPアドレス毎	3,850円	スタートプランでの利用不可
LAN 接続サービス	加入者があらかじめ取得したグローバルIPアドレス群により、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。		1の加入者回線毎	28,600円	関契約およびスタートプランでの利用不可
Webホスティングサービス	加入者があらかじめ取得した仮想ドメイン名（あらかじめ加入者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）により、情報ページを使用してCCNに設置する情報蓄積装置により情報の蓄積および公開を行う機能をいいます。		100MBまで	33,000円	関契約およびスタートプランでの利用不可 新たな加入の申込不可
			100MBを超え100MB毎に	11,000円	
Mailホスティングサービス	Webホスティングサービスを利用する加入者があらかじめ指定した仮想ドメイン名（あらかじめ加入者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）に対して送られた電子メールを、CCNに設置する情報蓄積装置により情報の蓄積および配信を行う機能をいいます。		20のメールアドレスまで	11,000円	関契約およびスタートプランでの利用不可 新たな加入の申込不可
			20のメールアドレスを超え20のメールアドレス毎に	6,600円	
コンテンツフィルタサービス	加入者が有害なホームページへのアクセスを制限希望する場合に適用します。		1の加入者回線毎に (ただし、法人はご利用希望パソコン台数分の利用料金が必要となります)	330円	
ウイルスチェック・迷惑メール対策サービス	電子メールに添付されるウイルスの駆除・迷惑な電子メールを制限する機能を利用する場合に適用します。		1のメールアドレス毎に	基本利用料に含む	
Aitainet ウィルスバスターマルチデバイス月額版サービス	ウィルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを加入者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。		1の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	460円	新たな加入の申込不可
マカフィーセキュリティ月額版	ウィルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを加入者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。		1の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	385円	
	標準提供	契約			
		10Gbps	1の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	基本利用料に含む	
		1Gbps			
500Mbps					
Aitainet ドメインサービス M	加入者があらかじめ指定した仮想ドメイン名（あらかじめ加入者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）に対して送られた電子メールを、CCNに設置する情報蓄積装置により情報の蓄積および配信を行う機能をいいます。		10のメールアドレスおよび1GBまで	1,650円	
			10のメールアドレスを超え10のメールアドレス毎に（最大100のメールアドレス）	1,650円	
			1GBを超え1GB毎に	1,650円	
Aitainet ドメインサービス W/M	加入者があらかじめ指定した仮想ドメイン名（あらかじめ加入者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）により、情報ページを使用してCCNに設置する情報蓄積装置により情報の蓄積および公開を行う機能をいいます。また、仮想ドメイン名に対して送られた電子メールを、CCNに設置する情報蓄積装置により情報の蓄積および配信を行う機能をいいます。		情報ページの公開および1GBまで 10のメールアドレスおよび1GBまで	2,200円	
			10のメールアドレスを超え10のメールアドレス毎に（最大100のメールアドレス）	1,650円	
			メール容量追加 1GBを超え1GB毎に	1,650円	
			Web 容量追加 1GBを超え1GB毎に	1,650円	
			SSL証明書	880円	
			Web データベース	770円	
iPad おまかせ安心プラン	インターネット接続サービスの加入者を対象としたタブレット端末レンタルサービスです。 このサービスには36ヶ月の最低利用期間があり、加入者が最低利用期間内に新機種または新品との交換を希望する場合、もしくはサービスの解約を希望する場合には、加入者は違約金として未経過月分の月額利用料を乗じた額を支払うものとします。		1の端末毎に（iPad）	1,760円	新たな加入の申込不可
マネージドVPN	CCNのVPNサービスエリア内において、契約者が指定する拠点間をVPN接続する場合に適用します。		1のVPN装置台数毎に	1,540円	マネージドVPN 標準工事費 30,800円が必要

(3) 工事費等

項目	一般契約	対応集合住宅契約	山県契約	下呂契約	関契約	備考
引込工事費	26,400 円	－	26,400 円	26,400 円	26,400 円	
インターネット接続サービス工事費	18,480 円	18,480 円	18,480 円	18,480 円	18,480 円	ただし、別を示す標準工事の範囲の場合
移転工事費	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	
休止工事費	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	
再開工事費	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	
コース変更工事費	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	
機器移設工事費	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	同一建物内での端末接続装置取付場所の移設

※標準工事の範囲
引込工事 … 架空引込＋保安器露出設置または光成端箱設置
インターネット接続サービス工事 … 通信用配線新設（外壁露出）＋端末接続装置の設置調整
※工事に伴う既設宅内配線の改修費、または通信配線の露出配線以外の方法による工事費は実費とします。

(4) 諸費用

項目	単位	金額	備考
コース変更手数料	回	1,100 円	
停止再開手数料	回	1,100 円	
独自ドメイン取得代行料	ドメイン	16,500 円	付加機能の LAN 接続サービス、Aitainet ドメインサービス M または Aitainet ドメインサービス W/M の利用でドメインを取得する場合のみ
独自ドメイン移管料	ドメイン	16,500 円	付加機能の LAN 接続サービス、Aitainet ドメインサービス M または Aitainet ドメインサービス W/M の利用でドメインの維持管理をCCNに移す場合のみ
IP アドレス割当て料	回	22,000 円	付加機能の LAN 接続サービスの利用の場合のみ
メールアカウント追加設定手数料	回	11,000 円	付加機能の Mail ホスティングサービスの利用の場合で 20 アカウントを超えて追加する場合、または設定されているアカウントを変更する場合のみ
休止期間中の管理費	月	550 円	休止期間中毎月発生
ドメイン管理費	月	5,500 円	付加機能の LAN 接続サービス、Web ホスティングサービスの利用で、ドメインを取得した場合のみ
IP アドレス維持費	月	5,500 円	付加機能の LAN 接続サービス、Web ホスティングサービスの利用で、ドメインの維持管理をCCNに移した場合のみ
基本調査費	回	5,500 円	
端末接続装置補償費 (10Gbps コース以外の場合)	台	27,500 円	加入者の過失による故障・紛失の場合
端末接続装置補償費 (10Gbps コースの場合)		46,310 円	加入者の過失による故障・紛失の場合
タブレット端末交換費	台	5,500 円	
タブレット端末弁償金 (利用期間が1年未満の場合)	台	33,000 円	加入者の過失による故障・紛失の場合
タブレット端末弁償金 (利用期間が1年以上2年未満の場合)		22,000 円	
タブレット端末弁償金 (利用期間が2年以上の場合)		11,000 円	

※CCNが設置した端末接続装置の電気料金は加入者の負担とします。

(5) オプションサービス

内容	単位	月額利用料
利用明細紙面通知	通	132 円